

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 概要

現 行	改 正 案
納期限の翌日から納付があった日までの期間 年 1 4 . 6 % 納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間 年 7 . 3 % (ただし、特例基準割合()が年 7 . 3 %に満たない場合は、<u>特例基準割合</u>) 特例基準割合 <u>各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %の割合を加算した割合</u>	延滞金の利率を次のように引き下げる。 納期限の翌日から納付があった日までの期間 年 1 4 . 6 % <u>(ただし、特例基準割合()が年 7 . 3 %に満たない場合は、特例基準割合に年 7 . 3 %の割合を加算した割合)</u> 納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間 年 7 . 3 % (ただし、特例基準割合が年 7 . 3 %に満たない場合は、<u>特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7 . 3 %の割合を超える場合は、年 7 . 3 %)</u>) 特例基準割合 <u>当該年の前年に租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した割合</u>

2 施行期日

平成 2 6 年 1 月 1 日

3 平成 2 6 年における実際の利率

1 4 . 6 % → 9 . 3 %

(納期限後 3 か月以内 : 4 . 3 % → 3 . 0 %)

(注) 財務大臣が告示する率 (貸出約定平均金利) が 1 . 0 % の場合